

河川法に基づく許可の処分が行われた後には、以下の届出の提出が必要です。

(1) 着手届 提出部数 1部

- ①着手届
- ②工事工程表
- ③許可書のコピー(全頁)

(2) 完了届 提出部数 1部

- ①平面図・横断図・構造図
(申請時の図面に出来高を赤で記入したもの)
- ②工事写真(着手前・工事状況・完了後・イベント中・撤去後)
- ③許可書のコピー(全頁)
- ④工事工程表
(着手届の工程表に実際の実施工程を赤で記入)

* その他、住所・氏名変更、軽微な設計変更をしようとするときは、許可条件に基づき届出により出張所長の承認を得る必要があります。

問合せ及び提出先
〒668-0026
兵庫県豊岡市幸町10-3
国土交通省 近畿地方整備局
豊岡河川国道事務所 河川管理課
TEL:0796-26-2545
FAX:0796-24-3796